平成２２年（フ）第５９２号
函館市富岡町２丁目20番９号
債務者　麻場　光明
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９３号
函館市富岡町２丁目20番９号
債務者　麻場美代子（旧姓江本）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１７号
仙台市若林区南小泉１丁目３番10号
債務者　千葉たい子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６２号
仙台市宮城野区中野字北上60番地の６
債務者　星　　麻奈
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６３号
仙台市太白区土手内１丁目２番24―206号
債務者　加藤　優子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
茨城県常総市水海道宝町2761番地３　セブンヒルズ202号、前住所茨城県取手市新取手２丁目26番９号
債務者　宮川　真治
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３４１号
茨城県下妻市大串296番地１、前住所茨城県下妻市下妻丙92番地１
債務者　内山みさ子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７８号
茨城県常総市山口634番地３、前住所茨城県下妻市鎌庭379番地５
債務者　澤部　光弘
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８５号
茨城県古河市下大野1437番地５、前住所茨城県筑西市下川島336番地１
債務者　千葉　照子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８７号
茨城県結城市大字結城881番地１
債務者　福田宏由紀
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８８号
茨城県結城市大字結城881番地１
債務者　福田　由衣
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９２号
茨城県古河市松並２丁目16番55号、前住所茨城県古河市旭町１丁目12番３号
債務者　塚原　正男
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９４号
茨城県古河市女沼462番地８
債務者　三吉　康仁
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４０２号
茨城県筑西市小塙254番地１、前住所茨城県筑西市小川1496番地２　ヴェルジェⅢ101
債務者　小室沙耶歌（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４２号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野870番地
債務者　篠田　友紀
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
愛知県江南市藤ヶ丘２丁目１番地の１　江南団地24棟204号、住民票上の住所愛知県常滑市鯉江本町１丁目68番地ラフィネ鯉江本町505号室
債務者　大川　眞紀
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０７５号
京都市山科区栗栖野打越町17番地11　勧修寺第一市営住宅２棟103号
債務者　市田千代美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係